

2018～2022年度

# 釧路市社会教育推進計画

釧路市教育委員会

# 目次

## 第1章 序 論

- I 計画の目的と策定の趣旨 ..... 2
- II 計画の性格と役割 ..... 3
- III 計画の構成と期間

## 第2章 総 論

- I 基本理念 ..... 4
- II 釧路市教育のめざす姿（教育目標）
- III 計画の視点
- IV 施策の体系 ..... 5

## 第3章 各 論

### I 「共に認め合う地域社会の構築」

- 1 人権教育の推進
  - 現状と課題 ..... 6
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 7
- 2 家庭教育の充実
  - 現状と課題 ..... 8
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 9
- 3 地域教育の活性化
  - 現状と課題 ..... 10
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 11
- 4 青少年の健全育成
  - 現状と課題 ..... 12
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 13

### II 「主体的な学びの推進」

- 1 多様な学びの場の提供
  - 現状と課題 ..... 14
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 15
- 2 学びの場の環境の充実
  - 現状と課題 ..... 16
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 17
- 3 成果を活かす学びの場の推進
  - 現状と課題 ..... 18
  - 施策の方向・具体的な施策 ..... 19

# 目次

## Ⅲ 「自然の共生と文化芸術の振興」

- 1 豊かな自然を生かした活動の推進  
現状と課題 ..... 20  
施策の方向・具体的な施策 ..... 21
- 2 文化・芸術活動の推進  
現状と課題 ..... 22  
施策の方向・具体的な施策 ..... 23
- 3 文化財の保護とアイヌ文化の保存・継承  
現状と課題 ..... 24  
施策の方向・具体的な施策 ..... 25

## Ⅳ 「健全な心と身体を育む活動の推進と強化」

- 1 スポーツ活動と通じた心身の強化  
現状と課題 ..... 26  
施策の方向・具体的な施策 ..... 27
  - 2 生涯スポーツの推進と強化  
現状と課題 ..... 28  
施策の方向・具体的な施策 ..... 29
  - 3 競技スポーツの振興  
現状と課題 ..... 30  
施策の方向・具体的な施策 ..... 31
  - 4 スポーツ振興のための基盤整備  
現状と課題 ..... 32  
施策の方向・具体的な施策 ..... 33
- 用語解説 ..... 34~36

# 釧路市社会教育推進計画

# 第1章 序 論

## I 計画の目的と策定の趣旨

社会教育は、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等を通じて、人々の教養の向上、健康の増進等を図り、人と人とのつながりをつくる役割を果たしています。

釧路市では、平成25年3月に「釧路市社会教育推進計画」を策定し、市民が自らの意思で、生涯にわたって様々な学習やスポーツ活動を通し、楽しさや喜びを味わい、自らの人生の目標に向かって努力し、釧路のまちづくりに積極的に関わっていただけるよう、様々な施策を推進してきました。

現在、人々の生き方や暮らし方が多様化する中であって、生涯にわたる学びに対する意欲はさらに向上しており、「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、その成果が適切に評価活用され、市民が満足感と充実感をもって社会生活が送れるような生涯学習活動の必要性が高まっており、多様な学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識を高め、一人一人が当事者意識を持って必要な知識・技術を習得できるようにするとともに、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められております。

情報化社会が急速に進む一方で、コミュニケーション能力等の社会的スキルや自己肯定感の低下が見られます。また、子育てに関する悩みを持つ親の増加、地域に関わる人材の減少と参画意識の希薄化、そして「いじめ」「児童虐待」「DV」等の人権を踏みにじる行為等についても、地域と行政が連携して取り組んでいかなければならない課題となっています。

また、当市のかげがえのない豊かな自然や貴重な動植物に対する関心や保護意識を高め、自然と共生する社会の構築が求められています。また、地域の歴史とともに育まれてきた優れた文化・芸術の推進については、鑑賞機会の充実はもとより、タイムリーな情報提供を行う等、市民が文化・芸術を身近に感じられるとともに、それらの活動支援をさらに充実させる必要があります。

さらに、慢性的な運動不足や生活習慣病の増加など健康課題への関心が高まっていることから、スポーツ・レクリエーションに関する基礎的知識の習得や、個々の年齢や体力に即したスポーツ機会の拡充や情報の提供、活動のための基盤整備を図ることが必要です。また、競技スポーツにおいては、全道・全国、さらには国際的に活躍する選手や指導者の育成を支援し、将来を担う子どもたちのスポーツに対する意識づけを行ない、長期にわたった育成基盤を整えることが大切です。

このように、単独ではなく複雑に絡み合っている課題に対し、行政と市民が協働し、課題を解消するべく、生涯学習の観点に基づき、行政として取り組むべきことを明確化し、釧路市の社会教育を計画的・総合的に推進するため「釧路市社会教育推進計画」を策定しました。

## Ⅱ 計画の性格と役割

この計画は、釧路市の社会教育行政推進の基本指針となるものです。

これまで揺るぎなく歩んできた教育の基礎・基盤を土台として、新たなる時代に対応できるように策定された「釧路市生涯学習推進計画（まなびすとプラン）」の基本理念を念頭に策定にあたった「平成25年度釧路市社会教育推進計画」を見直し、整理したものです。

また、本市のまちづくりの基本指針である「釧路市まちづくり基本構想」を具現化するものであり、まちのみらいを担うひとづくりのための教育を目指して策定した「教育に関する大綱」、未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長をねがい策定した「釧路市教育推進基本計画」との有機的な連動を図ってまいります。

この計画は、釧路市民を代表し、釧路市社会教育委員15名が中心として策定にあたったものであり、釧路市民意見提出手続（パブリックコメント）により、広く意見を募集するなど、多くの市民の声を反映させるようにしました。

## Ⅲ 計画の構成と期間

この計画は、急速な社会情勢の変化の中においても、釧路市の社会教育を適切に推進するため、社会教育の現状と課題を踏まえ4つの基本方針を柱に構成し、施策の基本的な方向と具体的施策を示しています。

また、課題の重要性を鑑み、重点的・戦略的に取り組むことにより、既成概念にしばられることなく、それぞれ創意に満ちあふれた価値ある施策の企画、展開が可能になります。

この計画の対象期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5ヵ年とします。

# 第2章 総論

## I 基本理念

釧路市は「釧路市生涯学習都市」ならびに「スポーツ都市」の宣言を行うなど、市民が自らの意思で、生涯にわたって様々な学習やスポーツ活動を通し、楽しさや喜びを味わい、自らの人生の目標に向かって努力し、釧路市のまちづくりに積極的に関わっていくことができる人づくりをめざしています。

### 基本理念

釧路の風土で育まれ 未来を拓く 心豊かな人づくり

## II 釧路市教育のめざす姿（教育目標）

- 1 ふるさと釧路を愛し 活力あるまちに奉仕する人づくり
- 2 伝統と文化を大切にし 主体的に学びつづける人づくり
- 3 進んで人とかわり 豊かな心をはぐくむ人づくり
- 4 自然に親しみ 健康でたくましく生きる人づくり

## III 計画の視点

この計画は、社会教育の持つ現代的課題を勘案し、4つの基本方針を柱としています。

一つ目は、老若男女や年齢、障がいの有無等に関わりなく、すべての人が平等に幸せに暮らすための施策や、家庭・地域教育の充実と活性化、青少年の健全育成の施策から成っています。二つ目は、市民のだれもが、いつでも、どこでも、自由に学習し、その成果が活かせる、主体的な学びに関する施策が示されています。三つ目は、豊かな自然を生かした活動や、風土を生かした文化芸術の推進等の施策が示されています。四つ目は、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康と体力を向上させるとともに、競技スポーツの振興と、そのための環境整備等の施策から成っており、それぞれの現状と課題を踏まえた上で、釧路市の社会教育が進むべき方向性を定めています。

## IV 施策の体系

基本方針	基本方策	施策の方向
I 共に認め合う 地域社会の構築	1 人権教育の推進	(1) 人権尊重体制の充実を推進 (2) ノーマライゼーションの理念の実現
	2 家庭教育の充実	(1) 親の学習機会の拡充 (2) 子育て支援の体制づくり
	3 地域教育の活性化	(1) 地域ネットワークの強化 (2) 地域活動のリーダー養成と活用 (3) 地域が子どもを育てる取組
	4 青少年の健全育成	(1) 体験学習機会の充実 (2) 多様な活動に参画する子どもの育成 (3) 青少年リーダーの育成 (4) 非行等の未然防止
II 主体的な学びの推進	1 多様な学びの場の提供	(1) ニーズにこたえる学習内容の充実 (2) 魅力ある講座の展開
	2 学びの場の環境の充実	(1) 要望にこたえるタイムリーな情報の提供 (2) 施設・環境の整備
	3 成果を活かす学びの場の推進	(1) 人材発掘とその確保 (2) 学びの成果を活かせる場の提供
III 自然との共生と 文化芸術の振興	1 豊かな自然を生かした活動の推進	(1) 豊かな自然環境の保護と啓発 (2) 多様な自然体験・学習機会の充実
	2 文化・芸術活動の推進	(1) 芸術鑑賞機会の充実 (2) 多様な文化活動の推進 (3) 地域・郷土文化の発展
	3 文化財の保護と アイヌ文化の保存・継承	(1) 文化財に関する学習機会や情報の提供 (2) 文化財の保護と調査・研究 (3) アイヌ文化の保存と継承
IV 健全な心と身体を育 む活動の推進と強化	1 スポーツ活動を通じた心身の強化	(1) 学習機会と相談体制の充実 (2) 健康維持と体力向上の取組
	2 生涯スポーツの推進と強化	(1) 参加機会の充実 (2) 地域スポーツ活動の活性化 (3) 特色あるスポーツ活動の推進
	3 競技スポーツの振興	(1) 競技力の向上 (2) スポーツ少年団の育成 (3) 競技スポーツ活動への支援
	4 スポーツ振興のための基盤整備	(1) スポーツ施設の充実 (2) 指導者の養成とボランティアの確保 (3) スポーツに関する情報提供の充実

# 第3章 各論

## I 共に認め合う地域社会の構築

### 1 人権教育の推進

#### 現状と課題

私たちに保障される基本的人権は、将来にわたって侵すことのできない永久の権利です。その基本的人権が保障される社会を実現するためには、互いの人権を尊重する必要があります。

しかしながら、「いじめ」「DV※」「児童虐待」等、人権を踏みにじる事例や、そこから発展する事件・事故は、いまだに後を絶たない状況です。

そのため、人権を踏みにじる行為の根絶に向けた取組や、家庭・地域・学校・職場等のあらゆる分野で、性別・年齢・障がいの有無・宗教・出自等に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる環境の形成が必要です。

また、「社会を明るくする運動※」等の人権意識を高める取組を通して、犯罪や非行のない、明るく住みよいまちをつくる必要があります。

互いを認め合い、支え合う社会にするためには、一人ひとり丁寧にみんなで一緒に学ぶことができる教育環境を実現するインクルーシブ教育※をはじめ、ノーマライゼーション※の理念のもと、障がい者や高齢者といった社会的不利を受けやすい人たちが、必要な支援のもと自立した生活や活動ができる取組が必要です。

さらに、発達障がい※を含め、障がいに対する正しい理解を伝えるための取組や、悩みを抱える当事者・家族の相談体制の支援、互いを認め合う学習活動の取組、人権尊重を推進する体制の充実に努める必要があります。

本市の男女平等参画の推進においては、平成23年4月に施行した「釧路市男女平等参画推進条例（男女いきいき参画条例）※」に基づき、市民への男女平等参画の理念の浸透、意識の醸成を図るとともに、今後も所管部局や関係機関・団体と連携を図りながら、社会教育が担う様々な取組を行う必要があります。

施策の方向

具体的な施策

(1) 人権尊重体制の充実を  
推進

- ア 関係機関との連携により、「いじめ」「DV」「児童虐待」等の人権を踏みにじる行為を絶対に許さない、隠さない、見のがさないという意識を醸成します
- イ 人権に関する学習会や講座の実施等により、性別、年齢、障がいの有無、出自、宗教等で差別のない、誰もが参画できる平等な社会づくりのための取組を行います
- ウ 人権侵害を受けた方への相談・支援体制を充実させます
- エ 「社会を明るくする運動」等、関係機関と連携し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深める取組を行います

(2) ノーマライゼーションの  
理念の実現

- ア 互いを認め合う学習活動の推進に努めます
- イ 発達障がいについての知識と理解を深めるとともに、悩みを共有し、当事者や家族の相談体制の充実と様々な情報のわかりやすい発信に努めます
- ウ 男女平等参画の視点に立った家庭・地域教育※の推進、学習機会や情報の提供等、男女平等の意識を高める取組を行います

# 第3章 各論

## I 共に認め合う地域社会の構築

### 2 家庭教育の充実

#### 現状と課題

人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といった「生きる力」は、家庭教育によって培われるものです。安全で、愛情に包まれ支えになってくれる環境は、子どもたち自身が持つ力を自ら開花させる助けとなります。

しかしながら、核家族化の進行や少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化等を背景に、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立する家庭も少なくありません。

また、子どもたちの豊かな心と健やかな体を育むには、十分な栄養や睡眠、適切な運動といった望ましい生活習慣の定着が大切です。近年、成長期の子どもにとって最も重要な基本的生活習慣が乱れており、こうした問題が学習意欲や体力の低下につながっているとも言われています。

家庭と地域の育ちの環境が変化している現在社会において、家庭教育の充実のために、家庭で子どもを育てることの大変さを担っている保護者への共感と、ニーズに寄り添いながら、地域・学校と連携し、地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりが必要です。

また、子育てに関する不安感の解消や、子育ての方法を知りたいというニーズが多いことから、夫婦で参加できる講座をはじめ、親子で参加できる講座、父親の子育て参加のための講座開催等、参加しやすい学習機会を提供する必要があります。

本市では、子育てに関する不安や悩みを抱える親を支援するため、子育て支援センターや児童館母親クラブ等において、さまざまな取組を行ってきました。今後も、子育て家庭を孤立させない取組として、関係部署との連携のもと、子育てに関するさまざまな情報の発信とともに、ニーズにこたえる相談体制を充実させます。

施策の方向	具体的な施策
<p>(1) 親の学習機会の拡充</p>	<p>ア 釧路市PTA連合会等の関係組織と連携し、家庭や子育てのあり方について学ぶ機会となる研修会や講座等を開催します</p> <p>イ 親子がふれあえる機会の提供として、親子で参加できる体験型学習や子育ての楽しさが体験できる講座の充実に努めます</p> <p>ウ 父親の子育てに参画する意識の向上をめざし、各種学習会や講座を開催します</p>
<p>(2) 子育て支援の体制づくり</p>	<p>ア ホームページや「広報くしろ」等により、子育てサークルの活動や、講座・学習会等の情報をわかりやすく提供します</p> <p>イ 地域の身近な環境の中で、子育てに関する相談の場の確保や、情報交換ができるネットワークづくりを進めます</p>

# 第3章 各論

## I 共に認め合う地域社会の構築

### 3 地域教育の活性化

#### 現状と課題

社会環境が変化する中で、人々のライフスタイルの変化、人間関係のつながりや地域における連帯意識の希薄化等により地域の教育力が低下してきていると言われており、自分たちが生活する地域をより良くするための住民同士のつながりや活動基盤である自治会（町内会）をはじめ、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体など様々な団体の運営に影響が見られています。

また、子どもが巻き込まれる事故や事件、単身高齢者の孤立死等、地域住民相互の支えや見守りなど、地域コミュニティ※の機能向上によって防げる問題は多くありますが、未だ解決に至っていません。

さらに、人間形成において必要な社会性やストレス耐性能力、公共心は、子どもたちが生活する地域や集団の中で学び育まれていくものですが、地域だけでこの役割を果たすことは大変難しくなっています。

そのため、地域住民が、自分が住んでいるエリアにおいて、社会構築に責任を持っていくという当事者意識を高めるため、老若男女を問わず、全世代が地域行事等に参画していく機会の創出が必要になります。

特に、地域の将来を担っていく子どもたちの成長を支えるため、地域住民がコミュニティ・スクール※の取組に積極的に参画し、地域と学校が抱えている課題などの情報を共有し、ともに知恵を出し合い、協働しながら、地域全体で子どもを守り育てようとする意識を高めていく必要があります。

大人も子どもも一緒になって地域に出て学び、地域コミュニティ確立のための地域内外ネットワークを強化し、地域住民がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、地域のリーダーやボランティアの発掘と育成等、地域を活性化させていくための人づくりや、人材情報の収集と提供が重要です。

施策の方向	具体的な施策
(1) 地域ネットワークの強化	<p>ア 地域コミュニティの機能向上のため、コミュニティ・スクールの導入の際には、これまで以上に保護者や地域住民が学校運営に積極的に関わり、連携を図れるように努めます</p> <p>イ 町内会や子ども会等、関係団体相互の連携を深め、地域の活性化に努めます</p>
(2) 地域活動のリーダー養成と活用	<p>ア 地域活動の活性化を図るため、リーダーやボランティアを発掘・養成するとともに、活躍の場の確保と機会の充実に努めます</p> <p>イ 「学校支援ボランティア※」「生涯学習人材バンク※」等により、地域のリーダーやボランティアの活用を図ります</p>
(3) 地域が子どもを育てる取組	<p>ア あいさつ運動や声かけ運動等、子どもが安全・安心に暮らせるよう、地域全体で子どもを見守る体制を整えます</p> <p>イ 企業や各種施設等と連携を図り、釧路市全体で子どもを育て見守る体制を整えます</p>

# 第3章 各論

## I 共に認め合う地域社会の構築

### 4 青少年の健全育成

#### 現状と課題

インターネットや携帯電話、スマートフォンといったモバイル機器が急速に普及し、情報化社会が加速的な勢いで進展する一方、人間関係の構築化やコミュニケーション能力といったものが、発展途上にある青少年に不足している傾向があります。

現在、非行や犯罪、いじめ、不登校、ひきこもりといった青少年が直面している問題は憂慮すべき状況です。

また、これらの問題の背景には、有害情報を氾濫させてしまう大人の社会的責任もあります。

このため、学校における道徳教育の充実に加え、地域においては、ボランティア活動や自然・社会体験、人間関係を構築するための社会的スキルの習得、郷土愛を育む学習活動等が必要です。

また、集団の中で人との関わりを積極的に持つことで、思いやりの心を持つ倫理観、規範意識等、豊かな人間性や社会性を育むとともに、社会の一員としての協調性・自主性を身につける活動を推進する必要もあります。

さらに、未来を担う青少年が、健やかに成長できるよう、非行防止や非行の深化を抑止するための補導活動はもとより、学校生活や家庭生活等でさまざまな問題を抱える青少年や、その保護者への支援活動として、これまでも進めてきた「釧路市ファミリーサポート事業※」をはじめとする、きめ細やかな相談・指導体制の整備充実が必要です。

施策の方向	具体的な施策
(1) 体験学習機会の充実	<p>ア 多様な自然体験、生活体験、社会体験等の体験学習機会の充実に努め、社会性、公共心を育む活動を行います</p> <p>イ 不登校等の問題を抱える子どもたちが、自然体験や集団生活等を通じ、人間関係や社会的スキルを学べる場を提供します</p>
(2) 多様な活動に参画する子どもの育成	<p>ア 釧路の歴史や文化、自然にふれる研修会や学習会等、子どもたちが郷土の誇りを醸成する活動を行います</p> <p>イ 他都市の子どもたちとの文化・スポーツ交流等、互いの郷土の理解を深めるための活動機会を提供します</p> <p>ウ 釧路の子どもたちによるフォーラムや学習会等、全市的な取組を進めます</p>
(3) 青少年リーダーの育成	<p>ア 将来的な地域活動のリーダーを育成するため、青少年による学習会や研修会等を実施します</p> <p>イ 青少年のボランティア活動や社会参加活動を促進するため、青少年が活躍できる場の確保に努めます</p>
(4) 非行等の未然防止	<p>ア 関係機関・団体と連携を深めながら、子どもたちへの的確な助言・指導等を行うなど、非行等の未然防止の取組を進めます</p> <p>イ ホームページ等の様々な媒体を通じ、非行等を未然に防ぐための情報提供と啓発に努めます</p> <p>ウ 「釧路市ファミリーサポート事業」等、悩みや問題を抱える子どもや親への相談・指導体制の充実に努めます</p>

# 第3章 各論

## Ⅱ 主体的な学びの推進

### 1 多様な学びの場の提供

#### 現状と課題

情報化やグローバル化※等の進展により、人々のライフスタイルが変容し、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさに価値を置く人も増えてきています。

また、日常生活を充実させるため、自発的な活動に生きがいを持つ人が増えており、生涯学習においても「多様なスキル」を身につけたいという要望や、「レベルの高い内容」を学びたいという、主体的な学習活動への意欲が高まっています。

これらのニーズ応えるため、本市においては、「生涯学習都市宣言」を受けて策定した「生涯学習推進計画（まなびすと・くしろプラン）※」を柱として、生涯学習推進体制の確立や、社会教育施設の計画的な整備、生涯学習人材バンクの実施等、市民が生涯にわたり学習できるよう、その支援に努めてきました。

また、平成21年に策定した「釧路市図書館基本計画※」に則り、地域の情報拠点としての機能強化と、市民とともに育む豊かな図書館活動の実現に向け、様々な施策を推進しており、平成30年2月に開設した釧路市中央図書館では、乳幼児や障がいのある方などへ配慮した設備を設けたり、子どもや中高生が本に親しめる環境を提供したり、中心市街地の立地特性を活かしたビジネス支援コーナーを設置するなど、誰もが、安全に快適に利用できる環境を整え、図書館活動を推進しております。

さらに、子どもの読書や活字離れが指摘される中、平成28年に「釧路市子ども読書活動推進計画※」を策定し、子どもの読書活動を推進するため学校図書館等への館外支援活動に取り組んでおります。

今後も、市民ニーズにこたえる魅力ある講座を開催するなど、学習意欲向上に努めるとともに、誰もが、いつでも、どこでも、生涯にわたっていきいきと学習できる環境を維持するため、釧路市生涯学習センター「まなぼっと幣舞」や釧路市交流プラザさいわい等、社会教育施設相互の連携と、それぞれの施設の機能を一層充実させる必要があります。

施策の方向

具体的な施策

(1) ニーズにこたえる学習内容の充実

- ア 多くの市民が、興味・関心を持って参加できる内容の講演会やイベントを開催します
- イ 釧路を訪れる外国人との交流を図るため、外国語やその国の文化等を知る講座や教室を開催します
- ウ 子どもたちが自ら学び考える力を育むため、図書館施設と学校図書館が連携した学校ブックフェスティバル事業を実施するなど、豊かな読書活動と多様な学習活動を推進します
- エ 夏休みや冬休み等における学習活動として、多くの子どもたちが興味・関心を持って参加できる講座の開発に努めます
- オ 市民ニーズに対応するため、社会教育施設が持つ様々な機能を活かした学習の機会を提供します

(2) 魅力ある講座の展開

- ア 年齢や障がいの有無に関わらず、多くの市民が教養や趣味の域を広げられる講座や教室を開催します
- イ シニア世代の人たちが、生きがいや目標を見つけられる講座や教室を開催します
- ウ 知識を深化させるため、より専門的な内容の講座や教室を開催します
- エ 釧路の歴史や文化・自然・産業等を学べる内容の講座を開催します
- オ 誰もが楽しく気軽に参加できる体験型の講座や教室を開催します

# 第3章 各論

## Ⅱ 主体的な学びの推進

### 2 学びの場の環境の充実

#### 現状と課題

人々の生き方や暮らし方が多様化し、様々な価値観が社会に受け入れられるようになったことから、多様な学びの場が求められてきています。

そうした市民の自発的な活動を支援するため、本市では「広報くしろ」やホームページ等、様々な媒体による情報提供を行なっています。

特に、各社会教育施設に定期的に活動しているサークルや教室等を紹介する「生涯学習ハンドブック」を設置し、これから何かを学びたいという市民への情報提供に努めています。

また、全ての市民が安心・安全に施設を利用できるよう、社会教育施設の整備について段階的に取り組んでおり、平成30年2月には、「釧路市中央図書館」を開設し、障がいを持った人や子育て中の方にも利用しやすい安全に配慮した環境を整備するとともに、学校図書館の活動支援や高度情報化に対応した新たなサービスを提供するためのスペースも確保しております。

今後も、社会教育施設においては、計画的に整備を進め、全ての学習者が安心・安全に活動できる快適な施設の環境を整えることが必要です。

さらに市民ニーズにこたえる学習内容となるよう工夫を重ね、タイムリーな情報を様々な媒体を活用し、いち早く提供する必要があります。

施策の方向

具体的な施策

(1) 要望にこたえるタイムリーな情報の提供

- ア ホームページや「生涯学習ハンドブック」により、各施設の講座やイベント、目的にあった学習内容等、最新の情報をわかりやすく提供します
- イ 生涯学習アドバイザーの配置により、生涯学習に関する相談が気軽にできる体制を整えます
- ウ 講座終了後のアンケート実施等、新たな市民ニーズの把握に努めるとともに、多様な媒体による最新の生涯学習情報を提供します

(2) 施設・環境の整備

- ア いつでも、どこでも、だれでも、安心・安全に学習できる社会教育施設をめざし、計画的に整備を進めます
- イ 地域における情報拠点施設として釧路市中央図書館及び図書館関係施設の機能強化をめざし、資料やレファレンス※の充実を図り、多種多様な学習ニーズの対応に努めます

# 第3章 各論

## Ⅱ 主体的な学びの推進

### 3 成果を活かす学びの場の推進

#### 現状と課題

本市では、各社会教育施設を中心に、多種多様な講座や講演会・発表会等の学習活動が行われています。

しかしながら、そこで学んだことを活かす場が限られ、個としての学びで終わるものが多いなど、市全体の生涯学習の活力に結びついていない面があります。

また、市民と行政がそれぞれ担ってきた役割分担を見直し、地域住民自らさまざまな課題を解決するなど、自立した地域コミュニティの形成が求められています。

学習成果や経験内容が地域社会に還元されることは、学習者自身の自己肯定感※を高めるとともに、地域に生きる学習活動の輪が広がる契機になります。

今後は、個人の教養を高めるためだけの学習に留まらず、その学習の成果が社会との関わりにおいて循環的につながられるシステムづくりが重要です。

さらに、自立した地域コミュニティの形成には、生涯学習の果たすべき役割は大きく、中でも、豊富な知識とリーダーとしての資質を持つ人材の発掘と育成が必要です。

施策の方向	具体的な施策
(1) 人材発掘とその確保	ア 専門的指導者等、ボランティアを育成するための講座を開催します イ 釧路市こども遊学館等の社会教育施設と教育機関が連携を図り、学習活動支援のための担い手を育てる取組を進めます
(2) 学びの成果を活かせる場の提供	ア 自身の趣味・特技、学習成果を発表できる場や、学習者同士が交流できる場の確保に努めます イ 講座や学習会等で身につけた学習成果を、ボランティア活動や地域貢献活動として実践できる場を提供します

# 第3章 各論

## Ⅲ 自然との共生と文化芸術の振興

### 1 豊かな自然を生かした活動の推進

#### 現状と課題

私たちは、自然とのふれあいを通じて喜びや感動、安らぎを得て、自然からの恵みにより、日々の営みが支えられています。これからも持続可能な社会を形成する上で、自然に対して理解を深め、人と自然の関わりを学び、自然を大切にすることが重要です。

本市は、「阿寒摩周」と「釧路湿原」の二つの国立公園をはじめとする森と湖、火山、河川、湿原、海など多彩で雄大な自然環境に恵まれたまちです。さらには、特別天然記念物「タンチョウ」「阿寒湖のマリモ」等、多くの希少野生動植物が息吹く広範な土地を有しています。

また、釧路市動物園や釧路市立博物館などが中心となり、動植物とのふれあいを通じた「いのち」の教育や、自然を活用した多種多様な学習プログラムの開発をはじめ、学習機会の提供や情報発信を行なっています。

特に、平成23年3月の「動物園基本計画※」の策定に続き、平成24年2月には「マリモ保護管理計画※」を策定するなど、目指すべき目標と基本方針のもと、様々な取組が進められています。

今後も、貴重な自然の保全が不可欠であり、特に「タンチョウ」「マリモ」「ヒブナ」「キタサンショウウオ」等の希少動植物について、国内外の関係機関と連携を図りながら、絶滅のおそれがある種の保護増殖や管理施策をさらに推進する必要があります。

また、釧路の豊かな自然の大切さについて、市民が保護・保全の必要性について意識を高めるための取組として、動植物とのふれあいによる「いのち」の大切さを知る学習や、釧路の特色ある豊かな自然を生かした多彩な学習の機会の提供を行なうことが大切です。

さらに、豊かな自然との共存・共生を目指し、釧路市が先導的役割を担い、国内はもとより、世界に発信する環境づくりが必要です。

施策の方向

具体的な施策

(1) 豊かな自然環境の保護と啓発

- ア 釧路が持つ豊かな自然や動植物の現状・課題等の情報を内外へ広く発信し、自然環境の保護意識を醸成します
- イ 市民が自然に関してより理解を深めるため、ホームページや「広報くしろ」等により、自然の活用方法やその効果等をわかりやすく紹介します
- ウ 国内外の関係機関との学術交流等を通して、希少動植物の種の保存や保護増殖に取り組みます

(2) 多様な自然体験・学習機会の充実

- ア 身近な自然とのふれあいを通じた、様々な学習機会と内容の充実を図ります
- イ 自然や生きものと直接ふれあい、その関わり方や「いのち」の大切さを知るなど、他を思いやる「心の教育」を推進します
- ウ 釧路の特色ある風土や気候を生かした自然体験学習を提供します
- エ 自然の美しさ、厳しさ、素晴らしさを体験できる学習機会を提供します
- オ 自然体験の専門的指導者や施設ガイド等のボランティアの確保に努めます

# 第3章 各論

## Ⅲ 自然との共生と文化芸術の振興

### 2 文化・芸術活動の推進

#### 現状と課題

価値観や生活様式の多様化等に伴い、心の豊かさや生活への潤いを求める意識がめばえ、市民の芸術・文化への関心が高まっています。

文化・芸術は、人々に感動を与え、生きるための前向きな力を育みます。また人々の情緒と感性が磨かれることにより、地域の特性を活かした多様な文化の発展や、地域社会の活性化が期待されます。

本市では、釧路市生涯学習センター「まなぼつと幣舞」や釧路市民文化会館をはじめ、阿寒町公民館、音別町文化会館等、様々な社会教育施設が、市民ニーズに対応した文化・芸術活動の拠点施設として、その振興に大きな役割を果たしています。

さらに、釧路市立美術館や北海道立釧路芸術館は、芸術の中核施設として、優れた芸術作品の展覧会や、芸術に関する興味関心を高めるための教育普及事業を行うなど、文化や教育の発展に大きく寄与し、芸術の推進とその水準の向上に努めています。

本市では、平成28年度より釧路市文化団体連絡協議会と協力し、「釧路市小中学校芸術文化活動支援事業」をスタートさせ、地域の文化芸術団体が市内小中学校に出向いて直接児童・生徒に指導することにより、学校での文化・芸術活動をサポートするなどの事業を行っています。

今後も市民が活発に文化・芸術活動を行うために、鑑賞機会の充実はもとより、各施設の情報をいち早く提供する必要があります。また、文化・芸術活動への支援を充実させ、誰もが気軽に参加できる体制づくりが必要です。

さらに、優れた文化・芸術を創造していくためには、指導者の養成や、その担い手となる人材を発掘・育成する取組が重要であり、また、各地域の歴史や風土を反映した郷土芸能や、地域に根差した特色ある文化・芸術活動をさらに発展させ、将来にわたって継承する取組を行う必要があります。

施策の方向	具体的な施策
(1) 芸術鑑賞機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア ホームページや「広報くしろ」等により、芸術鑑賞に関する情報を広く発信します</li> <li>イ 市民の文化芸術の向上を図るため、広範な芸術を鑑賞できる機会の提供や支援を行います</li> </ul>
(2) 多様な文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市民の自主的な活動を支援し、成果発表や参加できる場の拡充に努めます</li> <li>イ 地域や文化団体、学校が連携を図り、子どもたちが文化芸術ふれる機会の充実や活動へサポートを促進します</li> </ul>
(3) 地域・郷土文化の発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域芸能等、郷土の文化・芸術の保存・伝承の取組を行います</li> <li>イ 地元芸術家や郷土作家、文化芸術団体等の創作活動の支援や顕彰を行います</li> <li>ウ 郷土文学の発展のため、郷土文学作家の作品や資料の収集・保存・公開を行います</li> </ul>

# 第3章 各論

## Ⅲ 自然との共生と文化芸術の振興

### 3 文化財の保護とアイヌ文化の保存・継承

#### 現状と課題

本市の文化財は、長い歴史の中で生まれ、地域の自然や風土、社会や生活の営みを反映し、今日まで守り伝えられてきた、市民の大切な財産であり、将来の文化を創っていくための基礎となるものです。

国指定特別天然記念物「タンチョウ」「阿寒湖のマリモ」、国指定史跡「北斗遺跡」、重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」等、多種多様で学術的価値が高い有形・無形文化財は、歴史や文化の軌跡を正しく理解する上で欠かすことのできないものです。

本市では、これらの重要文化財に関し、市民が親しみをもち、身近に活用できるよう、調査・研究と保存に努めています。

しかしながら、文化財・地域史料に関しては、市民の関心の高まりや史料調査・整理・保存方法についての理解が充分とは言えず、自然環境の保全と併せ、文化財保護活動を活性化し、その意識を向上させる取組が必要とされており、文化財・地域史料の調査・研究と保存はもちろん、市民が身近で親しみやすく、研究心を持って取り組むことができる活用方法を工夫する必要があります。

また、北海道に古くから住むアイヌ民族に関しては、その民族としての誇りの尊重と、歴史・文化に対する理解の促進に努め、豊かで優れた伝統芸能や儀式等の伝承活動を支援し、アイヌ文化の伝承・保存に努めてきました。しかし、アイヌの人々の高齢化や後継者不足の状況下において、その伝承・保存が困難を極めています。

このため、アイヌ民族の伝統的生活空間（イオル）の再生に向け、儀式などに使用する自然素材の栽培のほか、文化伝承者の人材育成、空間の活用による体験事業など、アイヌ文化の保存・伝承活動のさらなる支援や、アイヌ語の学習機会等の拡充と併せて、アイヌ文化の理解を深めるための知識の普及啓発に努める必要があります。

今後も、文化財について、ホームページやリーフレット等、様々な媒体により情報提供するとともに、本市の歴史や文化をひも解く貴重な地域資料については、デジタルデータ化により経年劣化を防ぎ、永続的な保存に取り組むほか、いつでも必要な情報が検索出来る体制を整えていきます。

また、アイヌ文化の保存振興を推進するとともに、アイヌ民族への偏見や差別が生じることなく、アイヌの方々がアイヌ民族であることに誇りを持てるよう、歴史・文化への理解の促進を図っていきます。

施策の方向	具体的な施策
(1) 文化財に関する学習機会や情報の提供	<p>ア 地域や学校において、文化財について興味・関心を持ち、学習できる機会の充実を図ります</p> <p>イ 市民が日常生活を通じて、文化財に親しみ、理解を深める活動の支援と情報の提供に努めます</p>
(2) 文化財の保護と調査・研究	<p>ア 文化財となっている希少動植物の増殖や、野生復帰を進めるための調査・研究を行い、その成果の公表および情報の発信に努めます</p> <p>イ 市民と協働して行う文化財調査・研究や体験学習を通じて、遺跡・史跡の整備・保存や活用について、意識の高揚を図ります</p> <p>ウ 釧路市の貴重な文化財を自然災害等から守るため、関係機関との連携によりその保全に努めます</p>
(3) アイヌ文化の保存と継承	<p>ア 「アイヌ古式舞踊」等、アイヌ民族の伝統芸能の保存・継承のため、伝承活動を支援します</p> <p>イ アイヌ語の伝承やムックリの創作活動等、アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるため、学校と連携し、出前授業を行うなど、学習機会の拡充に努めます</p> <p>ウ アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生に向けた事業を推進し、アイヌ文化の保存と伝承を図るとともに、理解を深めるための普及啓発に努めます</p>

# 第3章 各論

## IV 健全な心と身体を育む活動の推進と強化

### 1 スポーツ活動を通じた心身の強化

#### 現状と課題

現在、社会の様々な分野において、技術の高度化、情報化等の進展が著しく、これらは、人々に恩恵をもたらしている反面、人間関係の希薄化、精神的なストレスの増大や運動不足、新たな職業病の増加など、心身両面にわたり健康上の問題を生み出してきています。

生活環境の変化は身体的活動の機会を減少させるとともに、心身に大きな影響を与えています。急速に進行する少子・高齢化は、社会活力の低下や社会保障費の増大といった、社会・経済面への影響だけではなく、個人の生き方にとっても大きな課題を投げかけています。

地域社会においても、子どもたちの遊びの形態が著しく変化し、日常生活の中で身体を動かす機会や場も減少しています。

本市では、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、だれでも参加できるスポーツ活動機会を提供するため、体育協会等の関係機関と連携強化を図り、スポーツ・レクリエーションに関する講座や教室を開催しています。

今後は、多様化するスポーツに関する市民ニーズに応じた相談体制を整え、市民一人一人が日常生活において、心身ともに健康に過ごす意識をより高め、自身の身体の状態を把握し、主体的・継続的に取り組める環境の整備に努めるとともに、これからスポーツ・レクリエーションを始めようとする人たちはもちろん、子どもから大人まで、誰もが興味関心を持てる内容の講座や教室を開催する必要があります。

施策の方向	具体的な施策
(1) 学習機会と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 運動に関する基礎技術や知識を習得し、運動意欲を高める講座・教室等を開催し、学習活動の活性化を図ります</li> <li>イ 運動に関する相談サービス等、市民の多様なニーズに対応できる体制を整えます</li> </ul>
(2) 健康維持と体力向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 体力測定の実施等、市民が日常の生活習慣をふりかえられる機会の拡充を図ります</li> <li>イ だれもが気軽に参加できる基礎的な運動講座・教室等を開催し、個々の運動能力の向上を図ります</li> </ul>

# 第3章 各論

## IV 健全な心と身体を育む活動の推進と強化

### 2 生涯スポーツの推進と強化

#### 現状と課題

本市は、生活の楽しみを求めながら、健康や体力の向上、仲間との交流、地域の連帯感を育み、生涯にわたってスポーツに親しみ楽しむことができる、スポーツによるまちづくりを推進してきました。

これまで、各種スポーツ施設の整備や市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するため、関係機関との連携を強化しながら、各種教室の開催や学校体育施設の開放等、積極的な取組が行われてきました。しかしながら、市民の意識や価値観は、生活重視へと変化し、ゆとりや心の豊かさを求める傾向が高まってきています。

また、個人のライフスタイルが多様化・個性化するに伴い、スポーツに対するニーズも多様化してきています。

今後は、だれもが生涯にわたって、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会の提供や、年齢や体力にあわせて、だれもができるニュースポーツの普及に取り組み、さらに健康維持と明るく豊かな人生につながる地域活動の充実のため、地域住民のスポーツ活動の拠点となる「総合型地域スポーツクラブ※」の組織化を促進するとともに、釧路の風土を活かした特色あるスポーツ活動を推進することが必要です。

施策の方向	具体的な施策
<p>(1) 参加機会の充実</p>	<p>ア スポーツへの参加機会の拡充を図るため、初心者が興味・関心を持てる教室を開催します</p> <p>イ 体を動かす楽しさや爽快さを実感し、継続してスポーツの継続意欲向上を図ります</p> <p>ウ 「釧路湿原マラソン」等、気軽に参加できるイベントの内容充実に努めます</p> <p>エ 高齢者や障がい者が安心して参加できるスポーツの機会と場の確保に努めます</p>
<p>(2) 地域スポーツ活動の活性化</p>	<p>ア あらゆる年齢層が多種目のスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの推進を図り、スポーツによる地域一体感の醸成と非常時にも支え合える地域コミュニティの維持・再生を促進します</p> <p>イ 市民親善フロアカーリング大会や軽スポーツ大会等、地域間や参加者同士の交流を深める場の提供に努めます</p> <p>ウ 親子で参加できる教室や、異世代が交流できる内容のイベントを開催するなど、スポーツへの参加機会の拡充を図ります</p>
<p>(3) 特色あるスポーツ活動の推進</p>	<p>ア 釧路の気候風土を活かした、特色あるスポーツ活動を推進します</p> <p>イ 生涯スポーツの活性化を図るため、誰でも気軽に参加できる軽スポーツやニュースポーツ※の普及に努めます</p>

# 第3章 各論

## IV 健全な心と身体を育む活動の推進と強化

### 3 競技スポーツの振興

#### 現状と課題

地元出身のスポーツ選手が、全国レベルの大会や国際大会で、自身の可能性の極限に挑戦するひたむきな姿は、市民に夢と感動を与えるばかりでなく、子どもたちの興味や憧れを助長し、スポーツ活動への参加意欲の高揚、さらには競技力の向上へとつながります。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が決定し、市民のスポーツに対する関心は大きく高まっています。また、本市は過去3回冬季国体を開催しており、このことが釧路のスポーツレベルの向上に寄与し、釧路は冬季スポーツの地であるという意識を全国に植え付ける契機となっています。こうした大規模国際大会等の開催を契機に、地方都市として、大会に協力・参画することで、スポーツを通じたムーブメントを起こし、本市のスポーツ振興に繋げていくことが重要となっています。

本市は、「氷都くしろ」として中学校アイスホッケーの聖地をめざし、全日本少年アイスホッケー大会のほか、幼児期から参加できるスケート教室を開催するなど、風土を活かしたスポーツの推進と競技力向上のための取組を積極的に行っています。

また、各種のスポーツ少年団活動を奨励し、団員同士の交流を深める事業や指導者・リーダーの養成等を実施しています。

さらに、全道・全国・国際大会へ出場する小中高校選手への派遣助成や友好都市とのスポーツ交流事業の開催、スポーツ合宿の誘致、トップアスリートによる直接指導等、競技スポーツの振興と競技水準の向上に努めています。

しかしながら、学校を中心に行われている本市の競技スポーツは、少子化の影響や多様な活動機会の増加等により、競技人口の減少が顕著であり、体制を維持できない学校や少年団が増えています。

今後は、スポーツ少年団の育成・支援に努めるとともに、競技人口の全体的な拡大と技術力の向上、全国レベルで活躍できる選手を育てるための育成システムの確立が必要です。

施策の方向	具体的な施策
(1) 競技力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 全道・全国・国際大会等で活躍する選手を育成するため、幼少時から計画的な専門的指導を受けられる環境を整え、競技力の向上を図ります</li> <li>イ 全道・全国・国際大会等で活躍する選手を育成するため、各競技の大会を積極的に開催し、競技力の向上を図ります</li> <li>ウ 地元優秀スポーツ選手の顕彰を行い、競技スポーツの意識の向上に努めます</li> </ul>
(2) スポーツ少年団の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域や学校に働きかけるなど、スポーツ少年団や団員を増やす取組を行います</li> <li>イ スポーツ少年団の活性化を図るため、スポーツ少年団員同士の交流を深める様々な事業を展開します</li> </ul>
(3) 競技スポーツ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 全道・全国・国際大会やスポーツ合宿等を積極的に誘致し、地元選手の競技力向上を図ります</li> <li>イ 全道・全国・国際大会に出場する小中高校生選手に対し派遣助成を行うなどの支援を行います</li> <li>ウ 地元で開催する全道・全国・国際大会等への開催助成を行います</li> <li>エ 各種競技団体が主催する研修会・講習会等の開催への支援を行います</li> </ul>

# 第3章 各論

## IV 健全な心と身体を育む活動の推進と強化

### 4 スポーツ振興のための基盤整備

#### 現状と課題

本市はこれまで、各種スポーツ団体・サークル活動の支援をはじめ、小中学校の体育館・グラウンド開放事業、さらには市民のスポーツ活動の拡大を図るため、各種スポーツ施設の整備を段階的に進めてきました。

また、各スポーツ施設におけるAED※の設置や、指導者の救急救命講習会の受講等、施設利用者の不測の事態に対応する救急体制を整えています。

本市では、スポーツ振興のため、野球場やアイスホッケー場、サッカー場等施設整備を行ってきました。しかし、年数経過に伴い、補修・改修を要する箇所の増加や機器更新等の課題が顕在化してきている中、国体等の誘致等により財源を確保することで、市民が安全で快適にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、施設の計画的な整備と危機管理体制確立に積極的に取り組んでいきます。

また高度化、多様化する地域住民のスポーツ活動へのニーズに応えるために、生涯にわたってスポーツを続けられる身体づくりや、だれでも気軽にスポーツに親しめる機会を提供するため、スポーツ医・科学に基づくトレーニング方法等や、スポーツ・レクリエーションに関する講座や教室について、ホームページや「広報くしろ」「生涯学習ハンドブック」等を活用した情報発信が必要です。

さらに、体育協会等と連携を密にし、質の高い技術・技能をもつスポーツ指導者の養成や各種大会の運営に関わるボランティアの確保などの課題に取り組んでいきます。

施策の方向	具体的な施策
<p>(1) スポーツ施設の充実</p>	<p>ア 既存スポーツ施設の長寿命化及び有効活用を計画的に推進し、安心・安全で快適な施設の充実に努めます</p> <p>イ 地域におけるスポーツ活動の拠点として、小中学校の体育館・グラウンドの有効活用を図ります</p> <p>ウ 競技者の安全を確保するため、スポーツ活動時における不測の事態に備え、施設における救急体制の整備に努めます</p>
<p>(2) 指導者の養成とボランティアの確保</p>	<p>ア 地域での身近なスポーツ活動の推進や学校での部活動を支援するための指導者の養成を図ります</p> <p>イ 適正なスポーツ倫理を身につけた専門的指導者の養成を図るため、関係団体と連携し、各種研修会や講演会等の開催を促進します</p> <p>ウ 市民ボランティアの参画によるスポーツ大会を開催するため、関係団体との連携を強化します</p>
<p>(3) スポーツに関する情報提供の充実</p>	<p>ア 各種施設の利用状況や講座・イベントの開催等、ホームページや「広報くしろ」等で最新の情報をわかりやすく提供します</p> <p>イ 年齢や体力に応じた、スポーツ医・科学に基づくトレーニング方法等の情報をわかりやすく発信します</p> <p>ウ アンチドーピングに関する知識を提供します</p>

# 用語解説

## 家庭教育(力)

親が子に、言語や生活習慣、コミュニケーション等、生きていく上での技術を身につける援助をすること、またその力。

## 地域教育(力)

地域の人々が自分の住む地域に誇りと愛着を持ち、その中で地域の大人たちが手を携え一体となって様々な取組を行うとともに、子どもたちを健全に育てていく環境を醸成すること、またその力。

## DV(Domestic Violence:ドメスティック・バイオレンスの略)

配偶者やパートナー等の親密な関係にある者から振るわれる、身体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。

## 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための様々な活動のこと。

## インクルーシブ教育 (inclusive:「包括的な」の意)

障がいの有無等の区別や差別をせず包括し、すべての人々が同じ場で共に学ぶことをめざす教育のこと。個別の教育的ニーズを持つ人には、それぞれのニーズに的確に答えていくこととされている。

## ノーマライゼーション(normalization:「正常化」の意)

障がいの有無や年齢等に関わらず、全ての人々がそれぞれの人格と個性を尊重し合いながら生活する社会の実現をめざす考え方のこと。

## 発達障がい

先天的な様々な要因によって、主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延のこと。このうち、知的障がいを伴わないものは「軽度発達障がい」と言われ、高機能自閉症（アスペルガー症候群）、LD（Learning Disorders：学習障害）、ADHD（Attention Deficit / Hyperactivity Disorder：注意欠陥多動性障害）等がこれにあたる。

## 釧路市男女平等参画推進条例

男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする条例。

### 地域コミュニティ

地域の住民が生活している場所であり、相互の交流が行われている地域社会のこと。

### コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

地域住民と学校と、保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みであり、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができる制度。

### 学校支援ボランティア

家庭・地域・学校が、連携して子どもたちの健やかな成長を図ることを目的に、各分野の専門家や特技を持つ地域の方々に、学校の教育活動に支援（お手伝い）いただく制度。

### 生涯学習人材バンク

豊富な知識や技術を持つ方々に登録していただき、地域の様々な生涯学習の場で、市民からの要請に応じ、文化・スポーツ活動等の指導者として活動いただく制度。

### 釧路市ファミリーサポート事業

非行や不登校等、家庭・学校生活に関して問題や悩みを抱える青少年とその保護者に対し、ファミリーサポーターが関係機関・団体等と連携しながら、継続的な支援を行う事業。

### グローバル化

国の枠を超え、地球規模で複数の社会が結びつきを強め相互に影響を及ぼし合うこと。

### 生涯学習推進計画(まなびすと・くしろプラン)

市民が、豊かな個性と生きがいを求め、だれもが、いつでも、どこでも自由に学べ、その成果が適切に評価され、活かされる生涯学習社会の実現をめざし策定された計画。

### 釧路市図書館基本計画

市がめざす図書館のあり方を明らかにし、市民とともに育む豊かな図書館活動を実現するため、平成21年度に策定された計画。

### 釧路市子ども読書活動推進計画

子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を育む手段として欠かすことの読書活動を推進するため、平成27年度に策定された計画。

### 学校ブックフェスティバル

子どもたちに本を読むことの楽しさを伝えるため、学校において、たくさんの児童書等を床一面に並べ、好きな本を自由に借りてもらう等の取組

# 用語解説

## レファレンス

図書館員が、情報を求める人に対し、調べている事柄の資料の提示や文献探しのお手伝いをする事。

## 自己肯定感

「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない、価値のある人間だ」と思える心の状態のこと。

## 動物園基本計画

動物の見せ方の工夫や、市民サポート、企業との連携等、新しい考え方が求められてきている中、平成22年に策定された「いのちとふれあい、いのちをつむぐ」を基本理念とする、今後20年間の動物園の運営指針となる計画。

## マリモ保護管理計画

マリモと阿寒湖の自然をよりよい形で未来に引き継ぐため、適正かつ実効的な保護管理を円滑・継続的に実施するために策定された基本計画。

## イオル(伝統的生活空間)

アイヌ語で、狩場や採取する場所という意味で、自然と共生していたアイヌの人々の伝統的な生活の場をイメージし、その生活の場での伝承活動に必要な自然素材を供給する空間の再生を目的とした事業

## 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、それぞれの志向やレベルに合わせて、様々なスポーツに参加できる、地域住民が運営するスポーツクラブ。

## ニュースポーツ

軽スポーツ、やわらかいスポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれ、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主としたスポーツ。

## 釧路市社会教育推進計画 策定委員会委員名簿

部会	委員名	所属または団体名・構成	役割等
1	高橋ひろみ	釧路市男女平等参画審議会 (社会教育関係者)	策定副委員長 部会長
	住尾 盛	釧路市PTA連合会 (社会教育関係者)	副部会長
	安藤 朝興	釧路市連合町内会 (社会教育関係者)	
	佐々木 宰	北海道教育大学釧路校 (学識経験者)	
	中嶋 治代	釧路市小中学校校長会 (学校教育関係者)	
2	島田 覚	阿寒町青少年健全育成連絡協議会 (社会教育関係者)	部会長
	中山美知子	釧路家庭生活カウンセラークラブ (家庭教育関係者)	副部会長
	佐藤永久子	児童館母親クラブ (社会教育関係者)	
	金子 康朗	釧路公立大学 (学識経験者)	
3	田丸 典彦	(学識経験者)	策定委員長 部会長
	石田 憲一	釧路市文化団体連絡協議会 (社会教育関係者)	副部会長
	増田 真美	釧路市女性団体協議会 (社会教育関係者)	
4	足立 功一	釧路市体育協会 (社会教育関係者)	部会長
	北村 剛	釧路市体育協会 (社会教育関係者)	副部会長
	小山 礼子	音別地区民生委員児童委員協議会 (社会教育関係者)	

## 釧路市社会教育推進計画 策定経過

年月日	場 所	内 容
平成29年6月29日	釧路市生涯学習センター	<b>【第1回策定委員会】</b> ◆正副委員長の選出 ◆策定に係るスケジュール ◆策定部会とその手順について ◆計画の基本方針について ◆策定部会のメンバーについて
平成29年 7月26日～31日	釧路市交流プラザさいわい	<b>【第1回作業部会】</b> ◆部会長・副部会長の選出 ◆「基本方針」の表記について ◆「基本方策」の表記について ◆「基本方策」の表記の順番について
平成29年 8月28日～9月7日	釧路市交流プラザさいわい	<b>【第2回作業部会】</b> ◆第1回部会協議内容確認 ◆「施策の方向」の表記について ◆「具体的な施策」の内容について
平成29年 9月28日～10月10日	釧路市交流プラザさいわい	<b>【第3回作業部会】</b> ◆第2回部会協議内容確認 ◆「現状と課題」の確認 ◆今までの協議内容の最終確認
平成29年11月20日	釧路市交流プラザさいわい	<b>【第2回策定委員会】</b> ◆各部会の検討内容の経緯・結果発表 ◆他部会の内容確認
平成29年12月18日 ～ 平成30年1月17日	<b>【パブリックコメント】</b>	
平成30年2月6日	釧路市生涯学習センター	<b>【第3回策定委員会】</b> ◆市民意見募集の結果について ◆計画（最終案）について

---

---

# 釧路市社会教育推進計画

《2018～2022年度》

---

2018年3月

発行 釧路市教育委員会

---